

公正な刑事手続と証拠開示請求権

斎藤, 司

<https://hdl.handle.net/2324/1654974>

出版情報：九州大学, 2015, 博士（法学）, 論文博士
バージョン：
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（2）

氏名	斎藤 司			
論文名	公正な刑事手続と証拠開示請求権			
論文調査委員	主査	九州大学	教授	田淵 浩二
	副査	九州大学	教授	豊崎 七絵
	副査	九州大学	教授	武内 謙治

論文審査の結果の要旨

本書は四編から成り立っており、第1編において、日本における証拠開示問題をめぐる論点整理と主題設定、第2編において、国内刑事訴訟における記録閲覧権規定・証拠開示規定の歴史的な分析、第3編において、ドイツ刑事訴訟における記録閲覧権をめぐる議論の歴史的な分析、そして第4編において、本書のタイトルにもなっている公正な刑事手続を請求する権利という視点からの証拠開示請求権論の展開が行われている。

刑事訴訟法における証拠開示制度をめぐる議論は、争点整理のための証拠開示と被告人に有利な証拠の発見のための証拠開示の比重の置き方や、全面証拠開示論の是非が長年にわたり論点とされてきた。2004年の刑事訴訟法改正において証拠開示制度が拡充された際も、これらの論点が検討されたが、全面証拠開示論は退けられ、争点整理に役立つ範囲の証拠開示制度の拡充に止まった。しかし、その後も全面証拠開示制度を支持する主張は収まっていない。こうした議論状況の中、本書は、過去の全面証拠開示論が実質的当事者主義の立場から主張を正当化しようとしてきたことの単純性に疑問を投げかけ、旧刑事訴訟法やドイツ刑事訴訟法における記録閲覧権をめぐる議論の展開を参考にしながら、証拠開示の問題は証拠収集権限の一元性と多元性という問題と密接にかかわっていることを指摘し、証拠収集が捜査機関によりほぼ一元的に行われているという実態に着目し、憲法上の公正裁判の要請として、捜査機関の判断根拠を確認しつつ、その当否を争う権限を被疑者・被告人に保障しなければならないことを論じており、被告人の証拠開示請求権の理論的根拠を、より重厚なものにすることに寄与している。また、こうした理論枠組みによって、公判段階の証拠開示だけでなく、捜査段階や再審請求審における証拠開示という、過去にあまり理論的分析が行われてこなかった問題についても、新たに理論的基礎を与えようと試みている。

論文の構成は概ね以下のとおりである。

第2編の第1章から第6章にかけては、治罪法（1880年）から現行刑訴法の制定に至る間の記録閲覧ないし証拠開示規定をめぐる議論が網羅され、手続構造と関連付けながら分析されている。まず、治罪法や明治刑事訴訟法（1890年）においては、記録閲覧権には、予審における一極的な捜査・訴追過程の事後的検証を可能にすることにより、公判において弁護人が検察官と「同等の弁論」を行うこと可能にする意義・機能が与えられていた。しかし、こうした制度には、予審が建前とは異なり有罪方向の証拠収集に偏り、無罪証拠が埋もれてしまう危険が内在しており、また、捜査機関の作成した聴取書が訴訟記録に綴じこまれないまま裁判官に提出される場合に、弁護人はこれを閲覧できないという問題があった。大正刑訴法においては、予審の役割を限定し、検察官による証拠収集権限を強化すると同時に、それとのバランスを図るため、被告人にも予審段階からの弁護人選任権を付与し、一定の条件の下、弁護人の記録閲覧権を予審に拡大することで、被告人側も予審

を通じた証拠収集に一定の関与を行うことを可能にした。しかし、予審改革は不十分なものとどまっており、大正刑訴法時代下の人権侵害事件をきっかけに、予審廃止による当事者の権利強化や予審を前提とした被告人の権利強化が唱えられていた。しかし、これらの改革論は実現されることのないまま、逆に戦時特別法においては捜査機関の権限強化、聴取書への証拠能力の付与、弁護権や記録閲覧権の制限など反動的な立法が行われたことが紹介されている。

戦後、刑事司法の民主化が要求される中で、現行刑訴法は予審を廃止し、捜査機関に強制捜査の権限を付与する一方、日本国憲法の人権保障規定を受け、適正手続の保障や被疑者・被告人の防御権を強化した。また、起訴状一本主義が採用され一件記録を検察官から裁判所に引き継がれることはなくなり、現実的にも記録閲覧権はその重要性を失った。その結果、証拠開示規定については、請求予定証拠の開示規定のみが設けられた。第2編第7章においては、以上の歴史的分析を踏まえ、証拠開示制度の在り方は、証拠収集制度をどのように構築するかに関連付けて行う必要があると分析した上で、現行法は当事者主義を採用しているにもかかわらず、捜査段階における証拠収集権限が事実上、捜査機関による一極的な証拠収集になっていることを踏まえ、一極的な証拠収集手続を前提とする場合における記録閲覧制度を支える規範論の確認と、捜査段階における記録閲覧の意義や機能の確認を、ドイツ法から学ぶべき理論的な検討課題として設定している。

第3編第1章及び第2章においては、こうした視点から19世紀以降のドイツ刑事訴訟における記録閲覧制度をめぐる議論を時代に即して網羅的に分析・紹介している。第3章においては、歴史的分析を踏まえ、ドイツにおける記録閲覧権の法的根拠が、ドイツ基本法103条1項の法的聴聞請求権に認められており、記録閲覧権とは、被疑者・被告人が主体的かつ実効的に意見表明を行うための情報請求権として理解されていることや、連邦通常裁判所(BGH)は、そのため閲覧の対象となる「記録」については、検察官が一件記録に編纂した記録に限定する「形式的記録概念」を採用していること、しかし、こうしたBGHの立場に対しては、学説から証跡記録も含めて閲覧対象となる(実質的記録概念)とする批判があることが紹介されている。また、捜査段階における記録閲覧については、ヨーロッパ人権条約5条4項及び6条、ドイツ基本法103条1項を根拠に、身体拘束という人身の自由剥奪の場合について、その判断の基礎とされた(少なくとも重要な)証拠や情報を開示することによって、身体拘束を受けているものが、その判断の適法性に対して実効的に争う権利が保障されるべきであると解されていることが紹介されている。

第4編では、ドイツ法の理論的分析を踏まえ、「公正な手続を請求する権利」を根拠とする証拠開示請求権論が展開されている。すなわち、日本国憲法31条及び32条から導き出される公正な裁判を受ける権利の一内容として、被告人の主体的な意見表明権と手続の経過や結果に影響を及ぼしうることが含まれ、その前提として被告人の証拠開示請求権が位置づけられること、憲法34条後段が要求する公開の法廷において示される拘禁の理由は、訴訟当事者による意見表明権の実効的な行使を可能にするものでなければならないこと、勾留に対する準抗告、勾留理由開示、保釈請求に関する手続は公正かつ対審化され、さらに他の強制処分については準抗告の対象を広く認めようとして、その基礎となる証拠資料そのものの提示が、被疑者及び弁護人に認められるべきこと、再審請求人の主体的地位からすれば、再審請求という意見表明を実効的に保障するための記録閲覧権、すなわち証拠開示請求権が請求人には保障されるべきこと等が説かれている。

本書に対しては、審査委員からは、現行法上の証拠開示請求権の拡大につき訴訟構造論とは切り離して単に「公正な裁判を受ける権利」ということから演繹しようとするのは漠然としていないかという質問、研究者としては、日本の現状がほぼ捜査機関による一極的証拠収集になっていることを前提とするだけでなく、証拠収集手続がどうあるべきかに対する立場を明確にしたうえで、証拠開示の在り方を論じるべきではないかという質問、被疑者・被告人の証拠収集権の実質化とい

う視点からも証拠開示請求権の根拠づけることができないかという質問があり、これらの点はいずれも今後の検討課題とされた。いずれにせよ本書が、証拠開示制度の在り方につき、実質的当事者主義という観点だけからでなく、一元的証拠収集の問題とも関連することを、記録閲覧請求権をめぐる議論を通じて実証的に研究し、被疑者・被告人の証拠開示請求権の根拠論に厚みを与えるとともに、公判手続における証拠開示だけでなく、捜査手続や再審請求手続における証拠開示請求権についても解釈論上の手がかりを付与した点は非常に高く評価されるべきであり、ドイツ法研究のすぐれた遂行能力があることも踏まえるならば、博士号の付与に十分値する論文であると考えられる。